

会報

2025年11月号

小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue@gmail.com

ホームページ:

<https://osanai-houmu.com/>



<提供サービス>

- | | |
|-----------------|----------|
| ・遺言書 | ・遺産分割協議書 |
| ・相続手続き | ・生前贈与 |
| ・事業承継 | ・許認可申請 |
| ・補助金申請 | |
| ・ファイナンシャルプランニング | 他 |

この会報は、お世話になった方々やセミナー参加者にお届けしています。お届け先様からのご相談は初回無料で承っています。



今回のテーマは「生命保険の活用」です。

最近は都市部の地価やマンション価格の上昇が止まりません。令和7年度の東京圏の住宅地の公示価格は4.2%上昇しました。もし、このまま毎年4%上昇していくと仮定すると、10年で1.48倍になります。その分、相続税も大きくなっています。相続税の基礎控除枠は、「3000万円+600万円×法定相続人の数」ですから、東京圏に不動産を所有している方はこの枠をすぐに超えてしまい、相続が発生すると相続税がかかってくるケースが一般的になります。そうした中で注目が集まっているのが、生命保険の非課税枠の活用です。

先日、ある60代の男性の方から相談を受けました。23区内に土地と建物を所有していて、相続税がだいぶかかりそうだが、どうしたら良いかというものです。お子さんたちに1人毎年110万円の無税枠の範囲で数年に渡って計画的に生前贈与をして行くことを考えてはどうかと言いましたところ、預金はそこそこあるが、自分や妻が長生きした場合に生活費や入院費、施設費が足りなくなるリスクがあるとのことでした。それではと次に提案したのが、生命保険の活用です。

死亡保険金は被相続人の財産ではなく、受取人の固有財産になります。ですので、遺産分割の対象から外されます。ただ、被相続人の死亡をきっかけに受け取る保険金は「みなし相続財産」として相続税の計算上は相続財産に組み込まれます。そのうち「500万円×法定相続人の数」の金額は非課税扱いとされています。

したがって、もし子供が3人いた場合、自分を被保険者として、3人の子供を受取人とする死亡保険を500万円ずつかければ1500万円を無税で子供たちに渡すことができます。夫婦2人でかければ、トータル3000万円を非課税で渡せることになります（夫も妻も自分が契約者となり、保険料も自分で支払うことが前提です）。

しかも、この活用法にはとても良いところがあります。もし生活費が足りなくなったら途中で解約して解約返戻金を受け取れます。自分が結んだ契約ですから、自分の意思で解約でき生活費に充てることができます。しかも、500万円の保険に入るために支払う一時払い保険料は500万円よりも少ない額になり、それは年齢が若いほど安くなります。最近は、金利上昇の影響を受け、生命保険の予定利率も上昇傾向にあり、そのため、一時払い保険料は安くなっています。

注意したい点もあります。非課税枠の適用を受けられるのは、死亡保険金の受取人が法定相続人の場合です。法定相続人でない孫などを受取人に指定してしまうと非課税枠が適用されず、その金額が相続税の課税対象となってしまいます。

不動産を相続した子供は高額の相続税が課される可能性があるので、その子供を受取人として保険金を渡せば、手元に現金がない子供もその生命保険金を納税資金に使えます。また、子供間の公平のため、高額の不動産を相続した相続人が、少ない額を相続した相続人に支払う代償金の準備にもなります。

高齢になると健康状態によって加入が難しくなる場合もありますので、この制度を活用しよう考えている方は若いうちに準備をしておくことが大切です。